

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年1月14日

福岡市環境局施設部臨海工場
東部資源化センター

1. 公募の趣旨

本業務は、福岡市の破砕選別処理施設である東部資源化センターにおいて、福岡市内の不燃性ごみを受け入れ、破砕選別処理を適切に行うことを目的とする維持管理業務である。

施設の運転管理及び維持補修等においては厳重な安全対策が求められるとともに、当該業務に対する高度の知識と技術が必要であり、さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を熟知し、業務受託するに足りる人員や財政的基盤を有し、それに則った業務を遂行する必要がある。

このため、特定の者（令和6年度東部資源化センター運転業務委託の受託者）を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、4. の公募要件のすべてを満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められている者がいる場合は、競争による見積合わせの手続を実施する予定である。

2. 委託契約の概要

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 委託契約の件名 | 令和7年度東部資源化センター運転業務委託 |
| (2) 履行場所 | 福岡市蒲田五丁目11番1号 |
| (3) 委託業務の内容 | 東部資源化センターでの不燃性ごみ処理業務等 |
| (4) 履行期間(予定) | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下、「廃掃法」という。）第7条第5項第4号のイ～ヌに該当しない者。
- (2) 福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登録されている者。
- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続きの結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札

参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断される者を除く。

4. 公募要件

- (1) 公募日現在において福岡市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (2) 「一般廃棄物処理施設もしくは産業廃棄物処理施設」において、ごみ処理量の変動に適応が可能である、複数の処理系統を持つ破砕選別処理施設の運転管理を、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に連続して複数年履行した実績がある者。
- (3) 前項業務における実務経験を15年以上有し、かつ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年9月23日厚生省令第35号)第17条に規定する、技術管理者資格(「廃棄物処理施設技術管理者講習(破砕・リサイクル施設)」を受講修了した者に限る)を有する人員を2名以上配置すること。

なお、技術管理者は、「福岡市廃棄物受入基準」に定める東部資源化センターの不燃性ごみ受入日には、必ず最低1名施設に常駐すること。

5. 準備業務

見積合わせにより本業務委託を落札した者は、業務委託履行開始のために、現在の令和6年度東部資源化センター運転業務委託受託者から令和7年3月31日までに引継を受けること。なお、引継に要する費用は落札者の負担とする。

6. 契約条件

見積合わせ後、次に掲げる条件を満たすことを契約の条件とする。

- (1) 器材検査を行う令和7年3月末までの間に、以下の車両を自社保有(借り上げ車両可)していること。

①ホイールローダ	(13t)	1台程度
②ダンプトラック	(1t)	1台程度
③フォークリフト(バッテリー車)(1t)		1台程度
②フォークリフト(バッテリー車)(2.5t)		3～4台程度

- (2) 「廃掃法」第6条の2第2項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年9月23日政令第300号)第4条に基づき、市が実施する受託資格審査に合格すること。
- (3) 契約の締結については、本件に係る予算が成立していること。

7. 次年度以降の再契約

本業務を受託した者（特定の者との随意契約のに移行した場合を含む）は、業務の履行状況が良好な場合に、本契約を単年度契約で4回を限度に再契約することができる。ただし、市の施策の変更（次世代車両※導入等）により、業務内容に重要な変更が生じる場合は更新を行わないことがある。

※次世代車両：電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)

8. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年1月14日から令和7年1月28日までの（土曜・日祝日を除く。）

毎日、10時00分から16時00分まで

② 配布場所

福岡市ホームページにて配布する。

③ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年1月14日から令和7年1月28日までの（土曜・日祝日を除く）

毎日、10時00分から16時00分まで

② 提出場所

福岡市環境局施設部 クリーンパーク・東部管理棟2階

所在地 福岡市東区蒲田5丁目11番1号

電 話 092-691-0831

担 当 鶴瀬、武元

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

<必要な要件を満たすことを証する書類一覧>

提出書類	公募要件
公募要件に相当する業務実績（契約書の写し、概要等の実績が分かる資料等）	4.（2）
雇用を証明する資料（業務遂行責任者予定者の社員名簿、居住地が分かる資料、有資格者証）の写し	4.（3）

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、委託契約の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、福岡市環境局施設部臨海工場東部資源化センターに対して、委託契約の履行に必要な要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる。

9. 問い合わせ先

福岡市環境局施設部臨海工場 東部資源化センター

所在地 福岡市東区蒲田5丁目11番1号

電 話 092-691-0831

担 当 鶴瀬、武元

10. 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務の競争による見積合わせを中止する場合がある。

11. その他詳細は公募説明書による。